

議案第41号

杉並区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例及び杉並区学校教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

令和2年2月18日

提出者 杉並区長 田 中 良

杉並区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例及び杉並区学校教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

第1条 杉並区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成12年杉並区条例第17号）の一部を次のように改正する。

第20条を第21条とし、第19条の次に次の1条を加える。

（業務量の適切な管理等）

第20条 職員の健康及び福祉の確保を図ることにより幼稚園教育の水準の維持向上に資するため、職員が正規の勤務時間及びそれ以外の時間において行う業務の量の適切な管理その他職員の健康及び福祉の確保を図るための措置については、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和46年法律第77号）第7条に規定する指針に基づき、人事委員会の承認を得て、教育委員会規則で定めるところにより行うものとする。

第2条 杉並区学校教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成19年杉並区条例第10号）の一部を次のように改正する。

第22条を第23条とし、第21条の次に次の1条を加える。

（業務量の適切な管理等）

第22条 職員の健康及び福祉の確保を図ることにより学校教育の水準の維持向上に資するため、職員が正規の勤務時間及びそれ以外の時間において行う業務の量の適切な管理その他職員の健康及び福祉の確保を図るための措置については、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和46年法律第77号）第7条に規定する指針に基づき、人事委員会の承認を得て、教育委員会規則で定めるところにより行うものとする。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(提案理由)

業務量の適切な管理等に関する事項を定める必要がある。

杉並区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例及び杉並区学校教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

第1条による改正（杉並区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正）

新 条 例	旧 条 例
(業務量の適切な管理等)	
<p><u>第20条 職員の健康及び福祉の確保を図ることにより幼稚園教育の水準の維持向上に資するため、職員が正規の勤務時間及びそれ以外の時間において行う業務の量の適切な管理その他職員の健康及び福祉の確保を図るための措置については、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和46年法律第77号）第7条に規定する指針に基づき、人事委員会の承認を得て、教育委員会規則で定めるところにより行うものとする。</u></p> <p>(委任)</p> <p><u>第21条 略</u></p>	<p>(委任)</p> <p><u>第20条 略</u></p>

第2条による改正（杉並区学校教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正）

新 条 例	旧 条 例
(業務量の適切な管理等)	

第 2 2 条 職員の健康及び福祉の確保を
図ることにより学校教育の水準の維持
向上に資するため、職員が正規の勤務
時間及びそれ以外の時間において行う
業務の量の適切な管理その他職員の健
康及び福祉の確保を図るための措置に
ついては、公立の義務教育諸学校等の
教育職員の給与等に関する特別措置法
(昭和 4 6 年法律第 7 7 号) 第 7 条に
規定する指針に基づき、人事委員会の
承認を得て、教育委員会規則で定める
ところにより行うものとする。

(委任)

第 2 3 条 略

(委任)

第 2 2 条 略